## 政策ごとの予算との対応について(個別表) 【特別会計】

(所管) 国会、裁判所、会計検査院、

内閣、内閣府、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、

環境省及び防衛省

(会計)東日本大震災復興特別会計

(単位·千円)

	(云前)朱口本人辰火後央行加云前						(単位:十〇)
政策体系		勘定・組織	項	事項	30年度予算額	31年度予算額	比較増△減額
1 司法制度改革の成果の定着に向け た取組					611,089	606,535	△ 4,554
	(1)総合法律支援の充実強化	復興庁		東日本大震災復興に係る日本 司法支援センター運営費交付 金に必要な経費	611,089	606,535	△ 4,554
2 国民の財産や身分関係の保護					168,245	159,033	△ 9,212
	(1)登記事務の適正円滑な処理	復興庁	法務行政復興政策費	登記事務処理に必要な経費	168,245	159,033	△ 9,212
3 法務 運営	経行政全般の円滑かつ効率的な				823,297	2,079,618	1,256,321
	(1)施設の整備	復興庁	法務行政復興事業費	法務省施設整備に必要な経費	823,297	2,079,618	1,256,321
			•				
	計				1,602,631	2,845,186	1,242,555

- (注) 1. 政策評価の個別施策に関連付けられる計数のみを計上している。
  - 2. 復興庁所管のうち、法務省関係予算のみ掲記している。
  - 3.30年度予算額は、当初予算額である。